

障害者活躍推進計画

機関名	津市議会事務局
任命権者	津市議会議長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
津市議会事務局における障がい者雇用に関する課題	津市議会事務局においては、職員は他部局からの出向者であり、当局で職員の募集・採用は行っていないが、障がいのある職員の配置を推進する取り組みにおいて、市長部局の指示により、令和6年度より障がいのある者を会計年度任用職員として採用・配置を行ったことから、職場環境の整備に関し、今後より一層促進する必要がある。
目標	
①採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する取り組みを引き続き促進すること。
②定着に関する目標	障がいの特性に合わせた働きやすい職場環境の整備を行うこと。
取組内容	
1.障がいのある職員の活躍を推進する体制整備	障害者雇用推進者として議会事務局議会総務課長を選任する。 障害者職業生活相談員として議会事務局議会総務課管理担当主幹を選任する。 機会を捉え、労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を議会事務局職員に受講させるとともに、障がいに関する理解促進・啓発のための研修についても広く受講させる。
2.障がいのある職員の活躍の基本となる職務の選定及び創出	障がいのある職員の配置により、業務遂行について職員から相談があった場合は、労働局に相談するなどし、負担なく遂行できる職務内容について検討する。
3.障がいのある職員の活躍を推進するための環境整備・人事管理	障がいのある職員に対し、相談や面談等を通じて必要な配慮等を把握し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の考え方に基づき、必要な措置を講じる。
4.その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がいのある方々の活躍の場の拡大を図る。